

# 令和2年度事業計画

(令和2年4月1日～令和3年3月31日)

## I 基本方針

少子化が進み令和元年度の全国出生数はついに86万人台となり、兵庫県においても4万人を割り込む情勢となりました。国は昨年10月から幼児教育・保育の無償化を施行しましたが少子化の歯止には期待出来ません。むしろ無償化は子育て負担が軽減される一方で、家庭での子育て意識の変化や、保育園現場に与える影響などについて検証しなければなりません。また国は子ども子育て支援新制度の施行5年の見直しで、公定価格の見直しなどを行いました。

このような保育を取り巻く情勢の変化の中、兵庫県保育協会は公益社団法人として、子どもや地域社会のために保育専門組織としての役割を果たすことが求められます。令和2年度の実業計画を検討するにあたり、改めて役割(ビジョン)を確認し、重点目標を柱として各部・委員会の事業計画を整理しました。具体的には人材確保・定着の推進、保育の質向上のための研修や人材育成の取り組み、人口減少社会の保育所等の在り方など保育現場の抱える諸課題への対応と、虐待など子どもに関する社会問題に対しても公益社団法人としての発信をしたいと考えています。

広い兵庫県は地域の状況が大きく異なり、自治体の考え方や財政事情により子ども・子育て環境に格差が生じないか危惧されます。どの地域であっても「子どもたちにとって最善の利益を求め」私たちは、地域組織や会員、そして行政など関係機関との連携が不可欠です。保育協会では引き続き県行政と共に、兵庫県内の幼稚園、保育団体で組織する関係団体連絡協議会を中心に、全国に先駆けてキャリアアップ研修や合同就職フェアなどの事業により積極的に取り組みます。

## II ビジョン及び重点目標

### 兵庫県保育協会ビジョン

乳幼児期の保育・教育の重要性や専門性に関する社会的理解や認知を促し、保育士等の社会的地位向上を図るとともに、保育の質の向上に努め保育・教育に関する諸課題の解決に向け取り組む。

### 令和2年度重点目標

1. 保育人材の確保・定着と更なる資質の向上を推進する。
2. 幼児教育・保育の無償化に関する保育現場の検証。
3. 地域における子育て支援等の更なる充実。
4. 保育環境を高めるための提言や予算確保の要望。
5. 虐待防止や人権意識向上のための取り組み。

### Ⅲ 事 業

#### 公益目的事業

##### (公1) 乳児及び幼児の保育の振興に関する事業

#### I 子育て家庭への支援事業【公益事業】

##### 1 乳児及び幼児の保育に関する普及啓発事業

###### (1) 兵庫県保育大会

次代を担う子ども達の健全育成と地域に根ざした保育所づくりを進め、兵庫の保育の質的向上、発展と普及啓発を目指し行う。(兵庫県委託事業)

- ・ 表彰(創意工夫作品・創意工夫保育賞・永年勤続表彰)
- ・ アトラクション
- ・ 記念講演
- ・ 創意工夫作品展

(実施時期) 11月21日(土)

(会 場) 丹波篠山市田園交響ホール(丹波篠山市北新町41)

(対 象 者) 一般県民親子、保育関係者、福祉関係者、県市町関係職員 800人

(周知方法) 各市町に開催要綱を配布

(共 催) 兵庫県・丹波篠山市・兵庫県社会福祉協議会

###### (2) 広報誌の発行

協会広報誌「てとて」、「兵庫の保育」を発行し、会員保育所・認定こども園の活動状況や子育て家庭に役立つ情報を発信し、乳幼児保育に関する知識等の普及啓発を図る。

(発行部数) 「てとて」 年間2回 1回 19,000部

「兵庫の保育」 年間2回 1回 1,050部

(配布先) 会員保育所・認定こども園、保育士養成校、県内全高等学校、各関係行政機関、賛助会員、一般県民

###### (3) インターネットによる広報活動

ホームページに協会主催のイベント事業や研修会等の案内、子育てに関する情報を掲示し、保育に関する知識の普及啓発に努める。

###### (4) よい子ネットによる情報発信

協会と会員保育所・認定こども園及び保護者を結ぶネットワーク通信「よい子ネット」を活用し、電子連絡帳、保育所主催のイベント事業に関する情報等を発信する。また、非常時には登録者に防犯・防災等、緊急のお知らせを発信する。

##### 2 地域に開かれた保育活動事業

###### (1) わくわく保育所開設事業

幼稚園や保育所に入所していない在宅児童(概ね3~5歳児)を対象に、小学校での生活にスムーズになじみ、学習できるようにし、基本的な生活習慣や集団生活を身につけさせていくため、保育所・認定こども園において体験保育等を実施する。

(兵庫県委託事業)

(実施時期) 1施設 年間48回(月4回程度)

( 会 場 ) 県所管民間保育所・認定こども園 87 か所(尼崎市・明石市除く)  
( 対 象 者 ) 幼児とその保護者  
(周知方法) 協会ホームページによる情報発信

(2) 乳幼児子育て応援事業

核家族化・都市化の進展により子育て家庭が孤立し、育児の負担感・不安感が高まっているため、保育所・認定こども園で行う親子の体験活動等を通じ、特に育児不安の多い低年齢児を抱える家庭等に対して、親子のふれ合いによる育児不安の解消及び親としての資質向上を図り、親育ちの機会を提供する。(兵庫県委託事業)

(実施時期) 1施設 年間96回(月8回程度)又は48回(月4回程度)

( 会 場 ) 県内認定こども園・保育所(神戸市・姫路市・西宮市含む) 551施設

( 対 象 者 ) 在宅児童(概ね0~2歳児)とその保護者

(周知方法) 協会ホームページによる情報発信

## II 保育者の養成及び資質向上事業【公益事業】

### (1) 研修事業の実施

① 新規採用内定者研修会

(実施時期) 3月

( 会 場 ) 神戸市内

( 対 象 者 ) 県内保育所・認定こども園の新規採用内定者及び中途採用職員等 230人

② 新任保育士フォローアップ研修会

(実施時期) 6月

( 会 場 ) 神戸市内

( 対 象 者 ) 保育士経験が1年目の県内保育所・認定こども園職員等

③ 保育士フォローアップ研修会(⑥キャリアアップ研修として実施予定)

(実施時期) 6月

( 会 場 ) 神戸市内

( 対 象 者 ) 保育士経験が2~3年程度の県内保育所・認定こども園職員等

④ 中堅保育士研修会(⑥キャリアアップ研修として実施予定)

(実施時期) 未定

( 会 場 ) 神戸市内

( 対 象 者 ) 県内保育所・認定こども園の中堅保育士等 160人

⑤ 主任保育士研修会(⑥キャリアアップ研修として実施予定)

(実施時期) 未定

( 会 場 ) 神戸市内

( 対 象 者 ) 県内保育所・認定こども園の主任職員等 180人

⑥ 公立施設長等研修会

組織マネジメントと人材育成について研修を実施する。

(実施時期) 未定

( 会 場 ) 神戸市内

( 対 象 者 ) 県内公立保育所・認定こども園の施設長等 180人

- ⑦ 民間施設長等研修会  
同一労働同一賃金への対応等について研修を実施する。  
(実施時期) 未 定  
(会 場 ) 東播磨地区内  
(対象者) 県内民間保育所・認定こども園の施設長等 200 人
- ⑧ 認定こども園研修会  
制度・子育て支援等の事例発表等について研修を実施する。  
(実施時期) 未 定 (年1回)  
(会 場 ) 神戸市内  
(対象者) 県内保育所・認定こども園施設長等
- ⑨ 虐待防止・人権の意識向上のための研修会 (仮)  
こどもの権利条約を見つめなおし、こどもや保護者、保育者の人権について考える研修を実施する。  
(実施時期) 未 定 (年1回)  
(会 場 ) 神戸市内  
(対象者) 県内保育所・認定こども園職員等
- ⑩ 新任施設長等研修会  
新任施設長に必要なマネジメントや労務等に関する研修を実施する。  
(実施時期) 未 定 (年1回)  
(会 場 ) 神戸市内  
(対象者) 新任施設長および新規会員施設長、施設長補佐等
- ⑪ 地区研修会 (各地区)  
各地区における研修や子育て支援活動等を支援する (普及啓発事業を兼ねる)。  
(実施時期) 随 時  
(会 場 ) 各地区  
(対象者) 県内保育所・認定こども園職員等
- ⑫ 環境充実セミナー  
環境学習の理解と促進を進める研修を実施する。  
(実施時期) 未定  
(会 場 ) 神戸市内  
(内 容 ) 未 定  
(対象者) 県内保育所・認定こども園職員等
- ⑬ 保育士等キャリアアップ研修会  
(実施時期) 4月～3月 (年間)  
(会 場 ) 県 内  
(対象者) 副主任保育士・専門リーダー・職務分野別リーダー等  
(兵庫県委託事業) 専門3分野 (各分野 15時間以上)  
(ア) 障害児保育研修会  
(イ) 食育・アレルギー対応研修会  
(ウ) 副主任保育士マネジメント研修会  
(協会自主事業: 県指定予定) 専門4分野  
(エ) 乳児保育研修会

- (オ) 幼児教育研修会
- (カ) 保健衛生・安全対策研修会
- (キ) 保護者支援・子育て支援研修会

⑭ 保育士人材確保研修会

保育人材の確保及び定着を図るための研修を実施する。(兵庫県委託事業)

(実施時期) 未 定

(対 象 者) 県内保育所・認定こども園職員等

⑮ 認定こども園園長等研修会

兵庫県内の認定こども園の資質向上を図るため、兵庫県独自の園長等研修を実施する。(兵庫県委託事業)

(実施時期) 8月22日(土)・9月1日(火)・10月30日(金)・12月2日(水)・1月13日(水)・ 月 日( )

(会 場 ) 神戸市内および姫路市内を予定

(内容・時間) 原論、実践、連携、運営の4項目・30時間(5時間×6日)

(対 象 者) 幼保連携型認定こども園の園長等(神戸市・姫路市・西宮市・私立幼稚園含む)

⑯ 認定こども園主幹保育教諭等研修会

認定こども園の主幹保育教諭として必要な知識を習得し、資質の向上を図る。(兵庫県委託事業)

(実施時期) 8月5日(水)

(会 場 ) ニチイ学館 ポートアイランド研修センター(予定)

(内容・回数) 認定こども園の原理、リーダーシップと同僚性の形成、カリキュラム・マネジメント等・年1回(1回6時間)

(対 象 者) 県内認定こども園の主幹保育教諭等(神戸市・姫路市・西宮市・私立幼稚園含む)

⑰ 兵庫県内認定こども園関係団体協議会研究会

兵庫県内の認定こども園の職員を対象に講演、シンポジウム、意見交換会を開催する。

(実施時期) 8月22日(土)

(会 場 ) ポートピアホテル

(内 容 ) 講演、シンポジウム及び意見交換会

(対 象 者) 県内認定こども園の園長・職員等(神戸市・姫路市・西宮市・私立幼稚園含む。)

⑱ 子育て支援員等の資質向上研修

子育て支援員等の資質向上を図る。(兵庫県委託事業)

(実施時期) 7月～12月

(会 場 ) 神戸市内

(内 容 ) 5回

(対 象 者) 県内の子育て支援員等(全県)

⑲ 実習指導担当者育成研修会

保育実習生の指導者の育成と保育人材の確保を目指した研修を実施する。

(兵庫県委託事業)

(実施時期) 未 定  
( 会 場 ) 神戸市内  
( 内 容 ) 未 定  
( 対 象 者 ) 県内保育所・認定こども園職員等

⑳ ひょうご乳幼児教育・保育マイスター養成研修会（兵庫県委託事業）

保育所、認定こども園、幼稚園等の施設長等が、保育の質の維持・向上を図るための園運営及び職員の資質向上に寄与するための指導等を行うために必要な知識を習得するための研修を実施する。（兵庫県委託事業）

(実施時期) 未 定  
( 会 場 ) 神戸市内  
( 内 容 ) 未 定  
( 対 象 者 ) 県内保育所・認定こども園施設長等

(2) 令和3年度全保協近畿ブロック保育研究集会の開催準備

令和3年7月15日、16日に開催する近畿ブロック保育研究集会に向けた準備を進める。

### Ⅲ 保育者の人材確保事業【公益事業】

#### 1 保育士・保育所支援センターの運営

保育士再就職支援コーディネーターを2名配置し、潜在保育士等の就職支援を行う。（兵庫県委託事業）

##### (1) 保育士等人材紹介事業の実施

保育所で働きたい人と人材を求める保育所の登録を行い、就職を斡旋する。  
また、保育所を退職した保育士を活用した保育士確保策を拡充していく。

##### (2) 保育士就職サポートシステムの実施

養成校の生徒や離職者を対象に登録を勧め、就職フェア等の情報を提供する。

##### (3) 広報・啓発事業の実施

チラシ・リーフレットの作成・配布、インターネット・ホームページによる情報発信等により潜在保育士等に広報、啓発を行う。

##### (4) 保育士へのダイレクトメールの送付

兵庫県で保育士登録した保育士に対し、当センターの人材バンクや人材サポートシステムへの登録や各種事業の周知等を図るため、ダイレクトメールを送付する。

##### (5) 就職説明会等の開催

###### ① 「兵庫県保育園・幼稚園合同就職フェア」の開催

保育現場への就労を希望する学生や一般求職者の就職活動を支援するとともに、保育所の人材確保を図ることや保育所のアピールを目的にブース面談、求人等の情報提供を行う。

(実施時期) 7月12日(日)

( 会 場 ) 神戸国際展示場1号館

( 対 象 者 ) 保育の職場へ就労を希望する学生及び一般求職者 800人

( 主 催 ) 兵庫県保育協会・神戸市私立保育園連盟・姫路市保育協会・西宮市私立保育協会・兵庫県私立幼稚園協会

② その他「就職フェア」の開催支援

保育所へ就労を希望する学生や潜在保育士が抱える不安を払拭し、就労への意欲と自信をつけることにより、安心して保育現場で働けるよう、その他の「就職フェア」の開催を支援する。

③ 出張相談等の実施

上記①、②の就職フェアでの「相談・登録コーナー」の開設や、ハローワークにおける就職相談会で出張相談等を行う。

④ 潜在保育士スキルアップ講座の実施

潜在保育士に対する就労支援を行うため、就職に関するスキルの向上や課題を認識する講座を実施する。

(6) 保育士・保育所支援センター運営委員会の開催

支援センターの運営等について関係者で協議する場を設け、効率的な運営を行う。

(7) 保育士養成校との連絡調整

① 意見交換会の開催

保育所における人材確保と定着に係る課題について、保育士養成校と意見交換を行う場を設け、解決策を見出す機会とする。

(実施時期) 6月12日(金)

(会場) ANAクラウンプラザホテル神戸

② 潜在保育士の掘り起こしに係る連携、協力要請

保育士養成校卒業生等への当センターの告知・広報のため、リーフレットの配付や就職フェアへの参加等を依頼する。

2 保育体験ボランティア事業の実施

大学等に在学する学生・生徒及び潜在保育士を、ボランティアとして会員施設に受け入れ、実際の保育現場の雰囲気や内容などを直接知ってもらい、また様々な保育現場を体験する機会を提供することにより、就職後のミスマッチを防止し、円滑な就労の支援と、将来の保育人材の育成、確保につなげる。

(対象者) 大学、短期大学、専門学校、高等学校に在籍する学生・生徒等

(実施時期) 年間

3 保育人材確保対策貸付事業

保育士の離職防止及び潜在保育士の再就職支援を図るため、保育士資格取得を目指す保育補助者の雇上に要する経費、離職した保育士が再就職する際の必要となる準備金、未就学児に係る保育料の負担及び養成施設の卒業後保育所等で勤務する意志がある場合に、学費等の支援を行う。(兵庫県委託事業)

(1) 保育補助者雇上費貸付

保育所等における保育士の負担を軽減し、保育士の離職防止を図る事を目的として、保育士資格を持たない保育補助者の雇上げに必要な費用の貸付を行う。

【貸付額】 保育補助者に係る貸金

(貸付限度額 1人2,953千円/年額、2人以上5,168千円/年額)

- (2) 未就学児を持つ保育士に対する保育料の一部貸付  
未就学児を持つ潜在保育士が、保育士として保育所に勤務する場合、当該保育士が支払うべき未就学児の保育料の一部について貸付を行う。  
【貸付額】 保育料（1月当たり最高5万4千円）の半額（貸付期間：1年間限度）
- (3) 就職準備金貸付  
潜在保育士が保育士として保育所に勤務することが決定した場合、就職準備金の貸付を行う。  
【貸付額】 就職準備金 40万円以内（1回を限度）
- (4) 保育士修学資金貸付  
養成施設卒業後、保育所等で勤務する意志がある場合に学費等の貸付を行う。  
【貸付額】 入学準備金 20万円（1回を限度）  
学 費 月額上限 5万円（最大2年間）  
就職準備金 20万円（1回を限度）
- (5) 未就学児を持つ保育士の子どもの預かり支援事業利用料金の一部貸付  
未就学児を持ち保育所等を利用しており、かつ保育所等における勤務の時間帯により子どもの預かり支援に関する事業（ファミリー・サポート・センター事業、ベビーシッター派遣事業等）を利用している保育士に、貸付を行う。  
【貸付額】 利用料金の半額（借受人1人つき年額12万3千円が上限）  
（貸付期間：最大2年間）

#### IV 保育事業に関する調査研究事業【公益事業】

- 1 保育事業に関する調査研究  
実習生受け入れてびきの検証
- 2 幼児教育・保育のあり方検討（兵庫県補助事業）  
保育所等を取り巻く少子化等の情勢の変化を踏まえ、幼児教育・保育のあり方を検討する。  
幼児教育・保育のあり方検討委員会（仮称）の開催  
・構 成 員 学識者、保育所・認定こども園等保育関係者、行政  
・開催回数 4回程度

#### 収益事業等

##### I その他の事業（相互扶助等事業）

###### （他1）連絡調整事業

- 1 各種会議の開催  
(1) 部会長・委員長会議  
(2) 支部長会議  
(3) 各部会・委員会
- 2 地区・支部との交流促進  
(1) 6地区28支部における活動と交流の促進



- 3 上部団体、行政及び関係団体との連携  
協会の円滑な運営と、保育事業に関する情報収集、保育制度の向上に関することなど次の関係機関と連携を行う。
  - (1) 全国保育三団体への役員派遣及び会議出席  
全国保育協議会、全国私立保育園連盟、日本保育協会
  - (2) 兵庫県内認定こども園関係団体協議会への役員派遣及び会議出席
  - (3) 行政及び社会福祉関係団体への会議出席
- 4 兵庫県等への提言及び要望活動の展開
  - (1) 保育制度のあり方や保育所・認定こども園機能の充実、強化に向け、施策提言や要望活動を行う。  
兵庫県、兵庫県議会等
  - (2) 予算対策協議会の開催 年3回(6月・7月・2月)

## II 法人管理

### (他) 1) 組織運営に関する事業

#### 1 諸会議の開催

- (1) 定時総会 年1回(5月)
- (2) 理事会 年6回(隔月)
- (3) 監査会 年1回
- (4) 正副会長会 年6回のほか必要に応じ随時
- (5) 各種会議 必要に応じ随時

#### 2 総務・財務の活動

公益社団法人としての組織機能のあり方を検討するとともに、健全な財政運営を行うため、事業収入の確保についても検討する。

#### 3 法律相談事業の実施

会員保育所・認定こども園の法律問題に対処し、相談窓口(弁護士事務所)を開設する。  
(民間施設部会主催)

#### 4 会員保育所・認定こども園の運営に必要とされる製品等の紹介

賛助会員の保育環境機材や衛生関連用品等を会員保育所・認定こども園に紹介する。